



『学校で教えない日本国憲法』

宮川安江

日本国憲法は、日本の政治のあり方の基本を定めた最高法規です。今の日本国憲法はどのようにして成立したかを見ていきたいと思います。

明治の初めの 1889 年に制定された大日本帝国憲法がありました。これは、天皇が主権者で、神聖で不可侵の存在でありました。大日本帝国憲法の元での議会は、貴族院と衆議院の二院制で、貴族院は選挙で選ばれた人でなく、皇室や高額納税者または政府によって指名された官僚や学者によって構成されていました。

ポツダム宣言を日本が受け入れ、第二次世界大戦は終結し、連合軍最高司令官総司令部（GHQ）が横浜に設立されましたが、後東京丸の内の第一生命館ビル（現在 DN タワー 21）に移転し、最高司令官ダグラス・マッカーサーの指揮の下、日本国憲法の制定にかかりました。

問題視されたのは、天皇の所在ですが、連合軍は 38% が処刑、起訴 17% でしたが、天皇が GHQ に出向き、マッカーサーと会談した結果、『今回の戦争に至った経緯からすべて私の名のもとで行動したことで、すべて私一人が悪いので、どうか私一人処刑でも何でもしてください。

ただし私のために働いた国民は、誰一人悪くはないので、彼らに何の責任を負わせないでください。私の皇室の保有する全財産を処分して、飢え死寸前の国民たちに飯を食わせてください。アメリカさんのお力添いで食糧の問題を何とかしていただけないでしょうか。』という内

容を丁重に告げられ、マッカーサーはこの言葉に感動し、天皇とはこんなものかと、帰りの見送りもされたという。

そこで、幣原喜重郎（首相）、松本丞治（国務大臣・法律博士）、吉田茂（外務大臣）、白洲次郎（実業家、終戦連絡事務局参与）に軍国主義の排除・民主主義・基本的人権の尊重をもとに、新憲法の草案を命じました。だが、前の大日本帝国憲法の修正案のみでマッカーサーの意にそぐわないため、GHQ 独自の日本国憲法を提示しました。その内容は、天皇制の存続・戦争放棄・封建制の廃止でした。この草案を受け入れられない場合は、「天皇の生命は保証できない」との意を表しました。

やむを得ず、昭和 21 年 6 月 20 日（1946 年）帝国議会に GHQ 草案を提出し、同年 11 月 3 日日本国憲法として公布し、昭和 22 年 5 月 3 日施行しました。この日を国民の祝日として憲法記念日、公布日の 11 月 3 日を文化の日としました。

憲法の前文はその国の基本的な姿勢が書かれており、日本国憲法の前文を見ますと、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間総合の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して、（略）われわれは、全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

（略）」と書いており、「平和」の文字が各所にあり正に平和憲法といえます。

一方中国の前文を見ますと、「中国は、世界で最も古い歴史をもつ国家の一つである。中国の諸民族人民は、ともに輝かしい文化を築き上げ、栄光ある革命の伝統を持っている。(略) 中国共産党が指揮する他党協力および政治協商制度は長期にわたって存続し、発展するであろう。」(略)」とかかれ、前段で「もっとも古い歴史を持つ」といっているが、中華人民共和国が建国したのは1949年でまだ72年しか経っていない新しい国で、中国共産党の独裁国である。

第一条にはその国の一番大切なことが書いてあり、日本国憲法は、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて」と書かれ象徴天皇を挙げています。アメリカは、「この憲法によって付与される立法権は、すべて合衆国連邦議会に属する。」とし議会を重視しています。一方中国は、「1. 中華人民共和国は労働者階級が領導し、労農同盟を基礎とする人民民主独裁の社会主義国家である。2. 社会主義制度は中華人民共和国の根本制度である。いかなる組織または個人にも社会主義制度を破壊することを禁ず」と書いており社会主義をあげています。サウジアラビアは「アラブ・イスラムの主権国家であり、その宗教はイスラムでありその憲法はコーランおよびスンナとする。」としてイスラム教をあげています。

日本国憲法第一章は第一条から八条までであり、天皇について書かれています。第二章第九条(第一項)「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」(第二項)「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、こ

れを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定め、戦争放棄を規定しています。

そもそも1928年にパリ不戦条約が締結されており、世界68カ国が調印しています。これらの国は戦争はしないと明言しています。だが侵略は絶えません。

日本国憲法を作った国連加盟国は、もし日本を攻撃してきた国があれば国連加盟国が集団安全保障をするので日本には軍隊は持たなくてもよいという考えでした。

1950年朝鮮戦争が勃発し、日本に駐留していた米軍が韓国に派遣し、集団安全保障は機能しなくなりました。

そこで自衛する必要が発生し、GHQは警察予備隊→保安隊→自衛隊と自国の防衛は自国でということ国防衛庁を設置して、陸・海・空の自衛隊を発足させました。

自衛隊の任務は、①我が国の防衛、②災害派遣、③国際平和協力活動で、国内においては東日本大震災などの救援復興活動や、最近はコロナワクチンの輸送など活動をしており、諸外国の人道支援を行っております。近年台湾海峡、尖閣諸島、東シナ海などでの国際紛争の動きがあり、現に竹島、尖閣などの領土問題の危機にさらされております。日本の資源の動脈である石油等の天然資源は東シナ海、台湾海峡の公海を通らなければ輸入できない状態であり、これらの海峡が閉鎖されれば日本の経済は危機に陥る状態です。

これを守ってくれるのが自衛隊ですが、憲法第九条による憲法違反の論議が交わされています。

幸い現在は、戦争と、武力による威嚇の武力行使を目的とした行使は放棄したもので、防衛のための自衛隊は、違憲で

ないという解釈です。解釈の仕方により変わる条文は無くし、明確に表示するため第9条第2項で自衛隊を明記すれば、誰が見ても理解できます。日本国憲法の3原則は、国民主義・平和主義・基本的人権の尊重で、自衛隊明記することにより平和主義を変えることはなく、自衛権行使の範囲を変えるものでなく、専守防衛は今までと同じです。

戦後他国では憲法改正した国は、米国6回、ドイツ60回、韓国9回ですが日本は0で改正したことはありません。

なぜ改正できないのでしょうか。憲法改正の流れを見ると、第九十六条に規定され、憲法改正原案を衆議院憲法審査会

に提出し、本会議で総議員の2/3以上の賛成が必要で、可決すれば参議院の憲法審査会を通じて本会議で総議員の2/3以上の賛成で可決し、国民投票で過半数の賛成で成立する。非常にハードルが高く、事実上は不可能な状態です。

日本国憲法は平和憲法です。平和を保つためには、各国が国力の均衡を保つ必要があります。国力の強い国は、弱い国を攻めていきます。攻められないための国力を維持する必要があります。これが防衛力です。

平和憲法を維持するためにも、時代に合った憲法が必要ではないでしょうか。

『切実な学校現場の声』

栃木県教職員協議会が県内小中学校の教職員を対象に実施した2020年度アンケートでは、依然として9割超の教職員が多忙感を抱いていることが明らかになった。働き方改革で時間外勤務の削減が求められる一方で、ICT（情報通信技術）の導入などに伴い、新たな業務も発生している。

「やるべきことが多すぎる」。現場の教職員からは切実な声上がる。朝7時に出勤し、学校を出る時間は夜9時過ぎ。県南の小学校で働く女性教諭（27）も日々の仕事で疲弊する教員の一人だ。

働き方改革で学校には遅くまで残れず、授業の準備やテストの採点など、自宅でできる仕事は持ち帰らざるを得ない。「早く帰れと言われても、仕事が減ったわけではないから」。

多忙で精神的に追い込まれた経験がある。受け持ちのクラスの学級経営に悩み、行き詰まった。周囲は支援の手をさしのべたが「自分のクラス。結局自分でやるしかなかった」。

食欲がなくなり、身の回りのことが手につかなくなった。心療内科で「軽度のうつ病」と診断された。

「担任として途中で投げ出せない」という責任感で、何とか年度いっぱいまでやり遂げた。環境が変わり、今はうつ症状も改善した。だが、働き続けられるか自信はない。

「教員の仕事は一人で多くをこなすマルチタスク。器用な人でないとやっていけないのかな」

別の小学校に勤務する男性教諭（48）も「定められた勤務時間内に終わる仕事の量ではない」と訴える。児童生徒が1台ずつ端末を使う国の「GIGAスクール構想」が始まり、関連の研修も増えた。負担は減るどころか「求められることが増えている」と感じる。

一方、昨年度はコロナ禍で学校行事が中止になり、今まで必要だと思っていたものが「なくても大丈夫」と気づけた面もあった。「教員にゆとりがなければよい教育はできない。これを機に業務の見直しが進んでほしい」と切実に願う。 下野新聞より